

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

| | | | 資料番号 | 23 | 担当課 | 県民生活課 |
|---|-----------|------|--------------|--------------|-------------|-------|
| 法令名 | 家庭用品品質表示法 | 根拠条項 | 4 - 3、 24 | 不利益処 分の種類 | 指示に従わない旨の公表 | |
| 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号) (都道府県が処理する事務) 第24条 前条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限及びこの法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。 家庭用品品質表示法施行令(昭和37年政令第309号) (都道府県が処理する事務) 第4条 法第二十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限(以下この条において「長官権限」という。)に属する事務のうち、法第四条第一項の規定に基づく指示、同条第三項の規定に基づく公表、法第十条第一項の規定に基づく申出の受理、同条第二項の規定に基づく調査及び法第十九条第二項の規定に基づく報告の徴収に関する事務であつて、販売業者(卸売業者を除く。)でその主たる事務所及び店舗が一の都道府県内のみにあるものに関するものは、当該都道府県知事が行うこととする。ただし、法第四条第三項の規定に基づく公表及び法第十九条第二項の規定に基づく報告の徴収に関する事務にあつては、消費者庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。 2 長官権限に属する事務のうち、法第十九条第二項の規定に基づく立入検査に関する事務であつて、販売業者(卸売業者を除く。)に関するものは、その店舗、営業所、事務所又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、消費者庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。 3 都道府県知事は、第一項の規定により法第四条第三項の規定に基づく公表に関する事務を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ消費者庁長官に協議しなければならない。 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により法第四条第一項の規定に基づく指示又は法第十九条第二項の規定に基づく報告の徴収若しくは立入検査に関する事務を行つたときは、内閣府令で定めるところにより、その結果を消費者庁長官に報告しなければならない。 5 第一項本文及び第二項本文の場合においては、法中第一項本文及び第二項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。 | | | | | | |

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

| | | | 資料番号 | 23 | 担当課 | 県民生活課 |
|---|-----------|------|------------|--------------|-------------|-------|
| 法令名 | 家庭用品品質表示法 | 根拠条項 | 4-3、 24 | 不利益処 分の種類 | 指示に従わない旨の公表 | |
| 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号) (指示等) 第4条 前条第三項の規定により告示された同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同条第三項の規定により告示された同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者、販売業者又は表示業者(以下「違反業者」と総称する。)があるときは、内閣総理大臣又は経済産業大臣(違反業者が販売業者(卸売業者を除く。)である場合にあつては、内閣総理大臣)は、当該違反業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。 2 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。 一 内閣総理大臣 経済産業大臣 二 経済産業大臣 内閣総理大臣 3 内閣総理大臣は、第一項の指示に従わない違反業者があるときは、その旨を公表することができる。 4 経済産業大臣は、第一項の規定による指示をした場合において、その指示に従わない違反業者があるときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定によりその旨を公表することを要請することができる。 (参考) (表示の標準) 第3条 内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、家庭用品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。 一 成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項 2 内閣総理大臣は、前項の規定により表示の標準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。 4 経済産業大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項が定められることにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる。 5 前三項の規定は、第一項の規定により定めた表示の標準となるべき事項の変更について準用する。 | | | | | | |

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

| 資料番号 | 23 | 担当課 | 県民生活課 | | |
|--|--|-----------------------------------|------------|--------------|-------------|
| 法令名 | 家庭用品品質表示法 | 根拠条項 | 4-3、 24 | 不利益処 分の種類 | 指示に従わない旨の公表 |
| 愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年条例第11号) (趣旨) 第1条 この条例は、別に条例で定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することとすることに 関し必要な事項を定めるものとする。 (市町が処理する事務の範囲) 第2条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。 別表(第2条関係) | | | | | |
| 44 | 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。) | に基づく事務のうち、次に掲げるもの | 各市町 | | |
| (1) | 家庭用品品質表示法施行令(昭和37年政令第390号。以下この項において「政令」という。) | 第4条第1項の規定に基づく法第4条第1項に規定する指示に関する事務 | | | |
| (2) | 政令第4条第1項の規定に基づく法第10条第1項に規定する申出の受理に関する事務 | | | | |
| (3) | 政令第4条第1項の規定に基づく法第10条第2項に規定する調査に関する事務 | | | | |
| (4) | 政令第4条第1項及び第2項の規定に基づく法第19条第2項に規定する報告の徴収又は立入検査に関する事務 | | | | |
| (5) | 政令第4条第4項の規定に基づく報告に関する事務 | | | | |